

社団法人全国産業廃棄物連合会 定款

昭和60年7月12日厚生省生衛第375号厚生大臣許可

最終改正：平成13年8月17日環境省環廃産第373号環境大臣認可

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、社団法人全国産業廃棄物連合会という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都港区六本木3丁目1番17号に置く。

2 本会は、総会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 本会は、産業廃棄物処理業者の経営の近代化、適正処理技術の研究、研賛等に係る事業を行うことにより、産業廃棄物の適正処理を推進し、もって国民の生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 産業廃棄物の処理に関する技術の開発に関する事項
- (2) 産業廃棄物の処理に関する研修会等の開催、協力及び講師の斡旋に関する事項
- (3) 産業廃棄物の処理状況に関する調査研究、資料の収集、情報の提供(産業廃棄物管理票の発行等を含む。)に関する事項
- (4) 経営の近代化等産業廃棄物処理業者の経営の改善指導に関する事項
- (5) 産業廃棄物処理業者の福利厚生に関する事項
- (6) 産業廃棄物の処理に関する図書、会報等の刊行に関する事項
- (7) 産業廃棄物の処理に関する排出事業者、関係機関及び会員相互の連絡並びに国際交流に関する事項
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会員の種別)

第5条 本会の会員は、次の3種とし、正会員をもって民法上の社員とする。

- (1) 正 会 員 都道府県を単位とする産業廃棄物処理業者の団体で本会の目的に賛同して入会したもの
- (2) 賛助会員 前号に該当しない者であって本会の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 本会に功労のあった者又は学識経験者で総会において推薦されたもの

(入会)

第6条 本会に正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、理事会の議決を経て会長が別に定める入会申込書により会長に申し込まなければならない。

2 入会は、理事会において可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、総会において別に定めるところにより、入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(資格の喪失)

第8条 本会の会員は、次の理由により資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 解散又は破産したとき。
- (3) 禁治産又は準禁治産の宣告を受けたとき。
- (4) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (5) 正当な理由なく会費を1年以上滞納し、かつ催告に応じないとき。
- (6) 除名されたとき。

(退会)

第9条 正会員及び賛助会員は、理事会の議決を経て、会長が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 本会の会員が次の各号の一に該当するときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を得て除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に違反する行為があったとき。
- (2) 定款又は規則に違反したとき。
- (3) 会費を1年以上滞納したとき。

(会費等の不返還)

第11条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

(届出)

第12条 本会の会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに会長に届け出なければならない。

- (1) 名称又は代表者を変更したとき。
- (2) 主たる事務所の所在地を変更したとき。

第3章 役員

(役員)

第13条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 8名以内
- (3) 専務理事 1名
- (4) 理事 23名以上29名以内(会長、副会長及び専務理事を含む。ただし、正会員の代表者は23名以内とする。)
- (5) 監事 3名(うち1名以上は正会員の代表者以外の者から選任する。)

(役員を選出)

第14条 理事及び監事は、総会においてこれを選任する。

- 2 理事は、互選により会長、副会長及び専務理事を選任する。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

- 4 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を環境大臣に届け出なければならない。
- 5 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を環境大臣に届け出なければならない。

(役員の職務)

第15条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の業務を掌理し、会長及び副会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づき本会の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 会計を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
 - (3) 会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを総会又は環境大臣に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、若しくは招集すること。

(役員の任期)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員による役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合は、総会の3分の2以上の議決により解任することができる。この場合、総会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員の報酬)

第 18 条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し、必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(顧問)

第 19 条 会長は、理事会の議決を経て顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は、無給とし、会長の諮問に応じて本会の運営の重要な事項につき意見を述べることができる。

第 4 章 総 会

(種類)

第 20 条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員及び理事をもって構成する。

2 賛助会員は、総会に出席して意見を述べるることができる。ただし、表決には加わらない。

(権能)

第 22 条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回以上開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第24条 総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条の規定による請求があったときは、その請求のあった日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において出席正会員の中から選任する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員及び理事のそれぞれ2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(議決)

第27条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第28条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第10条、及び前2条の規定の適用については、その会員は、出席したものとみなす。

(会員への通知)

第29条 会長は、総会で議決された事項を、会員に通知しなければならない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数、出席した正会員の数及び出席者の氏名(書面表決者及び委任者の場合にあっては、その旨を付すること)
- (3) 審議事項及び議決事項

- (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録は、議長及び出席した正会員の中からその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

第5章 理 事 会

(種類)

第31条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第34条 通常理事会は、毎年1回以上開催する。

2 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めるとき。
- (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号に該当する場合は、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。ただし、会長が緊急に理事会を開催する必要があると認めるときは、この限りでない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第37条 理事会は、理事の2分の1以上の出席がなければ開会できない。

(議決等)

第38条 理事会には、第27条から第30条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」及び「正会員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

第6章 委員会

(委員会)

第39条 本会に理事会の議決により委員会を置くことができる。

- 2 委員会は、本会の事業のうち特定の事項の実務を行う。
- 3 委員会の組織、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

第7章 地域協議会

(地域協議会)

第40条 本会に理事会の議決により地域協議会を置くことができる。

- 2 地域協議会は、地域の実情を勘案し、本会の事業の円滑な運営に資するため、本会の事業のうち特定の事項の実務を行う。
- 3 地域協議会の組織、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

第8章 部会

(部会)

第41条 本会に理事会の議決により部会を置くことができる。

- 2 部会は、廃棄物の種類又は産業廃棄物処理業の区分ごとの特性を勘案し、

本会の事業の円滑な運営に資するため、本会の事業のうち特定の事項の実務を行う。

3 部会の組織、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

第9章 財産及び会計

(財産の構成)

第42条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第43条 本会の財産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第44条 本会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第45条 本会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会において3分の2以上の議決を経て、環境大臣に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算の成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項による収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第47条 本会の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、会長が事業報告書、

収支計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会において3分の2以上の議決を経て、その会計年度終了後3カ月以内に環境大臣に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第48条 本会が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において3分の2以上の議決を経、かつ、環境大臣の承認を得なければならない。

(会計年度)

第49条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第50条 この定款は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、環境大臣の認可を受けなければ、変更することができない。

(解散)

第51条 本会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項第2号の規定によるほか総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、環境大臣の許可を得て解散する。

(残余財産の処分)

第52条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、環境大臣の許可を得て、類似の目的を有する他の団体に寄附するものとする。

第 1 1 章 事 務 局

(事務局)

第 5 3 条 本会の事務を処理するために事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(備付帳簿及び書類)

第 5 4 条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 財産及び負債の状況を示す書類
- (8) その他必要な帳簿及び書類

第 1 2 章 雑 則

(委任)

第 5 5 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が定める。

附 則

- 1 この定款は、本会の設立許可のあった日から施行する。
- 2 本会の設立当初の役員は、この定款の定めにかかわらず、別紙のとおりとし、その任期は、設立後に最初に招集される通常総会の開催日までとする。
- 3 本会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、この定款の定めにかかわら

ず設立総会の定めるところによる。

- 4 本会の設立当初の会計年度は、この定款の定めにかかわらず設立許可のあった日から、昭和61年3月31日までとする。
- 5 本会の設立により、全国産業廃棄物連合会の一切の財産は、本会が承継する。
- 6 本会の設立により、全国産業廃棄物連合会の特別会員であった者又は賛助会員であった者で引き続き入会の意思を有する者については、第6条の規定にかかわらず、設立後の本会の賛助会員とみなす。

7 条文の一部改正

(役員を選出)

第14条 理事及び監事は、総会においてこれを選任する。に改める。

(構成)

第21条 総会は、正会員及び理事をもって構成する。に改める。

この条文の一部改正は、昭和62年7月20日から施行する。

8 条文の一部改正

(役員)

第13条 本会に次の役員を置く。中の

「(4) 理事 12～14名(会長、副会長及び専務理事を含む。)」を

「(4) 理事 18名以内(会長、副会長及び専務理事を含む。)」に改

める。

第7章から第10章を第8章から第11章に、第40条から第53条を第41条から第54条にそれぞれ繰下げ、

第7章 地域協議会

(地域協議会)

第40条 本会に理事会の議決により地域協議会を置くことができる。

2 地域協議会は、地域の実情を勘案し、本会の事業の円滑な運営に資するため、本会の事業のうち特定の事項の実務を行う。

3 地域協議会の組織、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

とする。

この条文の一部改正は、昭和63年7月1日から施行する。

9 条文の一部改正

(役員)

第13条 本会に次の役員を置く。のうち

「(4) 理事 18名以内(会長、副会長及び専務理事を含む。)」を

「(4) 理事 23名以内(会長、副会長及び専務理事を含む。)」に改める。

この条文の一部改正は、平成2年7月19日から施行する。

10 条文の一部改正

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都港区六本木3丁目1番17号に置く。に改める。

この条文の一部改正は、平成7年11月21日から施行する。

11 条文の一部改正

(役員)

第13条 本会に次の役員を置く。のうち

「(2) 副会長 2名以内」を

「(2) 副会長 8名以内」に改める。

この条文の一部改正は、平成8年8月8日から施行する。

12 条文の一部改正

第4条第3号中「提供等」を「提供(産業廃棄物管理票の発行等を含む。)」に改める。

第10条中「同意」を「議決」に改める。

第13条第4号中「23名以内(会長、副会長及び専務理事を含む。)」を「23名以上29名以内(会長、副会長及び専務理事を含む。ただし、正会員の代表者は23名以内とする。)」に改め、同条第5号中「3名」の下に「(うち1名以上は正会員の代表者以外の者から選任する。)」を加える。

第28条中「会議」を「総会」に改める。

第33条中「定款に」の下に「別に」を加える。

第34条第2項第2号中「事項を」の下に「記載した」を加える。

第11章中第54条を第55条とし、第11章を第12章とし、第10章中第53条を第54条とし、第52条を第53条とし、第10章を第11章とし、第9章中第51条を第52条とし、第50条を第51条とし、第49条を第50条とし、第9章を第10章とし、第8章中第48条を第49条とし、第41条から第47条までを一条ずつ繰り下げ、第8章を第9章とし、第40条の次に次の一章を加える。

第8章 部会

(部会)

第41条 本会に理事会の議決により部会を置くことができる。

2 部会は、廃棄物の種類又は産業廃棄物処理業の区分ごとの特性を勘

案し、本会の事業の円滑な運営に資するため、本会の事業のうち特定の事項の実務を行う。

3 部会の組織、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

この条文の一部改正は平成10年8月11日から施行する。

13 条文の一部改正

第14条第4項、第14条第5項及び第45条中「厚生大臣に届け出なければならない。」を「環境大臣に届け出なければならない。」に改める。

第15条第5項第3号中「厚生大臣に報告すること。」を「環境大臣に報告すること。」に改める。

第47条中「厚生大臣に報告しなければならない。」を「環境大臣に報告しなければならない。」に改める。

第48条中「厚生大臣の承認を得なければならない。」を「環境大臣の承認を得なければならない。」に改める。

第50条中「厚生大臣の認可」を「環境大臣の認可」に、第51条及び第52条中「厚生大臣の許可」を「環境大臣の許可」に改める。

この条文の一部改正は平成13年8月17日から施行する。